

改正障害者法きょう成立

地域との共生めざす

障害者基本法改正案が28日、参院の内閣委員会で全会一致で可決した。法案づくりには障害者もかわり、民主党がマニフェストで掲げた障害者制度の抜本的見直しに向けた基本方針となる。29日の参院本会議で可決、成立する見通し。

今回の改正では、制度など社会的に受ける制約も「障害」の定義に加えて対象を拡大。障害の有無にかかわらず、地域で共生できる環境整備をめざす。そのため教育や医療、介護などの場で、障害の有無にかかわらず受けられる配慮を国や自治体に求めている。

■改正障害者基本法の要点

★印は条文に「可能な限り」という記載あり

- 目的は「共生社会の実現」に
- 建物や制度、慣行、観念などによる制約も「障害」
- 障害のない人との地域生活を妨げない★
- 手話を言語と認め、手話通訳などの確保を進める★
- 障害のない児童・生徒と共に学べる★
- 医療・介護を身近な場所で受けられる★
- 司法の場で障害の特性に応じた意思疎通の手段を確保
- 災害などで情報が速く的確に伝わるように
- 障害者や有識者らでつくる障害者政策委員会を新設

民主党政権は、国連の障害者権利条約批准に必要な国内の法整備にも着手。福祉サービス利用時に原則1割負担を求める障害者自立支援法の廃止も明言しており、それに代わる障がい者総合福祉法や差別禁止の法案づくりの議論が本格化する。(有近隆史)

09年 9月	政権交代。長妻昭厚生労働相が障害者自立支援法廃止を明言
10年 1月	自立支援法訴訟の原告・弁護団と厚労省が基本合意。障がい者制度改革推進会議が初会合
3~4月	14地裁で和解成立。鳩山由紀夫首相が陳謝
6月	推進会議が第1次意見まとめ
12月	同第2次意見まとめ
11年7月29日	改正障害者基本法が成立
8月	推進会議作業部会が障がい者総合福祉法案で提言
12年3月まで	総合福祉法案を通常国会に提出
12月まで	次の障害者基本計画を決定
13年3月まで	障害者差別禁止法案を通常国会に提出
8月まで	自立支援法廃止、総合福祉法を施行

↓
国連の障害者権利条約を締結

条文に「可能な限り」

28日の参院内閣委で可決した時、傍聴席から拍手はなかった。法案は、内閣府に設置された障がい者制度改革推進会議がかかわった。メンバーの半数以上は当事者で、30回超の議論を

「冷や水」は、法案化の直前に内閣府が示した条文の素案に「可能な限り」と入ったこと。当事者側は「財政が許す範囲という意味で、できない時の言い訳だ」として民主党などに撤回を求めたが、6カ所に入った。内閣府の担当者は「100%できることではないと法律に書けない」と説明。改正基本法を根拠に訴訟を起されることへ懸念もある。障害児が障害のない子と共に学べる環境整備では、文部科学省は「特別支援教育を求める保護者や本人もいる」と予防線を張る。精神障害者の社会的入院の解消も「可能な限り」。この日の国会審議で、細野豪志担当相は「可能な限り」は言い訳に使うのではない。最大限努力するということだ」と答弁。それでも当事者の不安はぬぐえない。

総合福祉法へ 政策委がカギ

今後の主要な課題は、内閣府に新設される障害者政策委員会が引き継ぐ。障害者もメンバーに含め、実施状況を監視し、政府に勧告できる。推進会議メンバーでもある障害者インタナーショナル日本会議の尾上浩二事務局長は「きらりと光る成果。今後の改革を強化する重要な足がかりになる」と評価する。

改革第2幕は、自立支援法に代わってサービスの給付や負担を示す障がい者総合福祉法づくり。「財源確保を踏まえた議論が前提」とする厚生労働省との隔たりはなお大きい。先に控える差別禁止法づくりも含め、政策委のあり方がカギを握る。(生井久美子、森本美紀)